

第一号議案

大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
令和三年六月二十五日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津 男

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）

第四節 職制（第十七条―第二十九条）

を「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」に改める。

第三条の見出し中「、教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室」を「及び教育事務所」に改め、同条中「並びに」を「及び」に改め、「及び高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第五条第二十四号中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。

第八条第十号中「、幼児教育センター及び高等特別支援学校開校準備室」を「及び幼児教育センター」に改める。

第八条の二第十号を削る。

第二章第三節を削り、第四節を第三節とする。

第二十一条の二を削る。

第二十四条第二項を削る。

第二十八条中「、教育事務所並びに高等特別支援学校開校準備室」を「並びに教育事務所」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 (大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)  
大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則(平成十三年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。  
第四条中「、高等特別支援学校開校準備室」を削る。  
(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則の一部改正)
- 3 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項及び第三十四条第二項の表の第二条第一項の項中「、高等特別支援学校開校準備室長」を削る。  
(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正)
- 4 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。  
第二条第一項及び第十七条第二項の表の第二条第一項の項中「、高等特別支援学校開校準備室長」を削る。

提案理由

県立さくらの杜高等支援学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた高等特別支援学校開校準備室を廃止したいので提案する。

○大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十九年大分県教育委員会規則第六号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

| 改正案  | 現行   |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>（削る）</p> <p>第三節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（本庁及び教育事務所）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁及び <u>本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所</u> をもつて構成する。</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>二十四 本庁の課、所及び室、<u>教育事務所</u> 並びに<u>教育機関の事務の連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>二十五〜三十 （略）</p> <p>第五条の二〜第七条の二 （略）</p> <p>（義務教育課の分掌事務）</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p> | <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 教育事務所の組織（第十三条―第十六条）</p> <p>第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・<u>第十六条の三</u>）</p> <p>第四節 職制（第十七条―第二十九条）</p> <p>第三章 教育機関及び附属機関（第三十条―第三十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一条・第二条 （略）</p> <p>（本庁、教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室）</p> <p>第三条 教育庁は、本庁並びに本庁の事務を分掌させるため設置する教育事務所及び高等特別支援学校開校準備室をもつて構成する。</p> <p>第二章 教育庁</p> <p>第一節 本庁の組織</p> <p>第四条 （略）</p> <p>（教育改革・企画課の分掌事務）</p> <p>第五条 教育改革・企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜二十三 （略）</p> <p>二十四 本庁の課、所及び室、<u>教育事務所、高等特別支援学校開校準備室</u>並びに<u>教育機関の事務の連絡調整に関する</u>こと。</p> <p>二十五〜三十 （略）</p> <p>第五条の二〜第七条の二 （略）</p> <p>（義務教育課の分掌事務）</p> <p>第八条 義務教育課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一〜九 （略）</p> |

十 特別支援教育課及び幼児教育センターの庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）  
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇九 （略）

第九条〜第十二条 （略）

第二節 教育事務所の組織

第十三条〜第十六条 （略）

（削る）

（削る）

（削る）

第三節 職制

第十七条〜第二十一条 （略）

十 特別支援教育課、幼児教育センター及び高等特別支援学校開校準備室の庶務（教育改革・企画課の所掌に属する総務系事務を除く。）に関すること。

（特別支援教育課の分掌事務）  
 第八条の二 特別支援教育課においては、次の事務をつかさどる。

一〇九 （略）

第九条〜第十二条 （略）

第二節 教育事務所の組織

第十三条〜第十六条 （略）

第三節 高等特別支援学校開校準備室の組織

（名称及び位置）

第十六条の二 高等特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称              | 位 置 |
|------------------|-----|
| 教育庁高等特別支援学校開校準備室 | 大分市 |

（高等特別支援学校開校準備室の事務）

第十六条の三 高等特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 三 職員 の 身 分、 服 務、 研 修 及 び 福 利 厚 生 に 関 す る こ と。
- 四 大分市に新設する高等特別支援学校の開校準備に関すること。

第四節 職制

第十七条〜第二十一条 （略）

（室長）

(削る)

第二十二條〜第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 第二十一條から前条までに規定するものを除き、次の表の上欄に掲げる職を、教育事務所のそれぞれ中欄に掲げる課に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

(削る)

第二十五條〜第二十七條 (略)

(職員数)

第二十八條 本庁の課、所及び室並びに教育事務所の職員数は、教育長が定める。

第二十九條〜第三十三條 (略)

第二十一條の二 高等特別支援学校開校準備室に室長を置く。

2 室長は、教育長の命を受け、高等特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十二條〜第二十三條の二 (略)

(参事等)

第二十四條 第二十一條から前条までに規定するものを除き、次の表の上欄に掲げる職を、教育事務所のそれぞれ中欄に掲げる課に置き、その職務はそれぞれ下欄に掲げるとおりとする。

(表略)

2 第二十一條の二に規定するものを除き、高等特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。

第二十五條〜第二十七條 (略)

(職員数)

第二十八條 本庁の課、所及び室、教育事務所並びに高等特別支援学校開校準備室の職員数は、教育長が定める。

第二十九條〜第三十三條 (略)

○大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第七号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

|   |  |                 |  |                 |            |               |               |            |            |            |
|---|--|-----------------|--|-----------------|------------|---------------|---------------|------------|------------|------------|
| <p>別表第一（略）<br/>別表第三（略）<br/>第三十五条（略）</p> | <p>第一条（略）<br/>（配置）<br/>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。<br/>2 （略）<br/>第三条（略）<br/>第三十三条（略）<br/>（県費負担教職員の適用の特例）<br/>第三十四条（略）<br/>2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 235 414 448"> <p>第二条第一項</p> </td> <td data-bbox="414 235 486 448"> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> </td> <td data-bbox="486 235 686 448"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 448 414 840"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="414 448 486 840"> <p>教育人事課長</p> </td> <td data-bbox="486 448 686 840"> <p>県教育委員会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 840 414 1120"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="414 840 486 1120"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="486 840 686 1120"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table>  | <p>第二条第一項</p>   | <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>               | <p>市町村教育委員会</p> | <p>（略）</p> | <p>教育人事課長</p> | <p>県教育委員会</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>第二条第一項</p>                           | <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>   | <p>市町村教育委員会</p> |  |                 |            |               |               |            |            |            |
| <p>（略）</p>                              | <p>教育人事課長</p>  | <p>県教育委員会</p>   |  |                 |            |               |               |            |            |            |
| <p>（略）</p>                              | <p>（略）</p>   | <p>（略）</p>      |  |                 |            |               |               |            |            |            |
| <p>別表第一（略）<br/>別表第三（略）<br/>第三十五条（略）</p> | <p>第一条（略）<br/>（配置）<br/>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、会計年度任用職員を配置する必要がある場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。<br/>2 （略）<br/>第三条（略）<br/>第三十三条（略）<br/>（県費負担教職員の適用の特例）<br/>第三十四条（略）<br/>2 県費負担教職員である会計年度任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1198 414 1411"> <p>第二条第一項</p> </td> <td data-bbox="414 1198 486 1411"> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> </td> <td data-bbox="486 1198 686 1411"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1411 414 1803"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="414 1411 486 1803"> <p>教育人事課長</p> </td> <td data-bbox="486 1411 686 1803"> <p>県教育委員会</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="319 1803 414 2083"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="414 1803 486 2083"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="486 1803 686 2083"> <p>（略）</p> </td> </tr> </table> | <p>第二条第一項</p>   | <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> | <p>市町村教育委員会</p> | <p>（略）</p> | <p>教育人事課長</p> | <p>県教育委員会</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p> |
| <p>第二条第一項</p>                           | <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p>   | <p>市町村教育委員会</p> |  |                 |            |               |               |            |            |            |
| <p>（略）</p>                              | <p>教育人事課長</p>  | <p>県教育委員会</p>   |  |                 |            |               |               |            |            |            |
| <p>（略）</p>                              | <p>（略）</p>   | <p>（略）</p>      |  |                 |            |               |               |            |            |            |

○大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

|                     |   |  |            |  |                 |            |                 |
|---------------------|---|--|------------|--|-----------------|------------|-----------------|
| <p>別表第一・別表第二（略）</p> | <p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p> <p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 232 418 448"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="418 232 485 448"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="485 232 687 448"> <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p> </td> <td data-bbox="319 448 418 840"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="418 448 485 840"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="485 448 687 840"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> </table>   | <p>（略）</p>   | <p>（略）</p> | <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p>               | <p>（略）</p>      | <p>（略）</p> | <p>市町村教育委員会</p> |
| <p>（略）</p>          | <p>（略）</p>  | <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p>               | <p>（略）</p> | <p>（略）</p>   | <p>市町村教育委員会</p> |            |                 |
| <p>別表第一・別表第二（略）</p> | <p>第一条（略）</p> <p>（配置）</p> <p>第二条 所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において、臨時的任用職員を配置する必要があるときは、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、教育人事課長に協議しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条～第十六条（略）</p> <p>（県費負担教職員等の適用の特例）</p> <p>第十七条（略）</p> <p>2 県費負担教職員である臨時的任用職員に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="319 1196 418 1411"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="418 1196 485 1411"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="485 1196 687 1411"> <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p> </td> <td data-bbox="319 1411 418 1803"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="418 1411 485 1803"> <p>（略）</p> </td> <td data-bbox="485 1411 687 1803"> <p>市町村教育委員会</p> </td> </tr> </table> | <p>（略）</p>   | <p>（略）</p> | <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p> | <p>（略）</p>      | <p>（略）</p> | <p>市町村教育委員会</p> |
| <p>（略）</p>          | <p>（略）</p>  | <p>第二条第一項</p> <p>所属長（本庁の各課長、所長及び室長、各教育事務所長、高等特別支援学校開校準備室長並びに教育機関の長をいう。以下同じ。）</p> <p>教育人事課長</p> | <p>（略）</p> | <p>（略）</p>   | <p>市町村教育委員会</p> |            |                 |

○大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

| 改正案   | 現行  |
|---|---|
| <p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、<u>公文書に係るものを含む。</u>）及び教育機関が管理している本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p> <p>第一号様式〜第十二号様式（略）</p> | <p>第一条〜第三条の二（略）</p> <p>（公文書公開事務の処理）</p> <p>第四条 条例第十一条に規定する公開請求に対する決定等（教育事務所、<u>高等特別支援学校開校準備室及び教育機関が管理している公文書に係るものを含む。</u>）に関する事務については、当分の間、本庁各課において処理するものとする。</p> <p>第五条〜第十二条（略）</p> <p>第一号様式〜第十二号様式（略）</p> |

# 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正について

## 1 改正を行う規則

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則（昭和39年大分県教育委員会規則第6号）
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成13年大分県教育委員会規則第4号）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第7号）
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和2年大分県教育委員会規則第8号）

## 2 改正理由

令和3年7月1日付けで大分県立さくらの杜高等支援学校を設置することに伴い、同校の開校準備を行ってきた「高等特別支援学校開校準備室」を廃止するもの。

なお、大分県立さくらの杜高等支援学校の新設に係る「大分県立学校の設置に関する条例」の一部改正議案は、令和3年県議会第2回定例会に提出中。

## 3 主な改正内容

- (1) 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正  
「高等特別支援学校開校準備室」を廃止（目次、第3条、第5条、第8条、第8条の2、第16条の2、第16条の3、第21条の2、第24条、第28条関係）
- (2) 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正  
「高等特別支援学校開校準備室長」を削る。（第4条関係）
- (3) 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正  
「高等特別支援学校開校準備室長」を削る。（第2条、第34条関係）
- (4) 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正  
「高等特別支援学校開校準備室長」を削る。（第2条、第17条関係）

## 4 施行期日

公布の日（令和3年7月1日）

## 令和3年7月1日 教育庁組織（本庁）の改正

## 令和3年6月30日 教育庁組織

|          |        |
|----------|--------|
| 教育改革・企画課 | 総務班    |
|          | 改革企画班  |
|          | 広報・調整班 |
|          | 法務班    |
|          | 経理班    |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 教育デジタル改革室 | 教育デジタル改革班 |
|-----------|-----------|

|       |          |
|-------|----------|
| 教育人事課 | 企画・研修班   |
|       | 教育庁人事班   |
|       | 小中学校人事班  |
|       | 県立学校人事班  |
|       | 採用試験・免許班 |
|       | 給与制度班    |
|       | 給与管理班    |

|       |         |
|-------|---------|
| 教育財務課 | 企画・予算班  |
|       | 学校運営支援班 |
|       | 施設管理班   |

|     |       |
|-----|-------|
| 福利課 | 管理予算班 |
|     | 健康支援班 |

|            |            |
|------------|------------|
| 学校安全・安心支援課 | 安全・安心企画班   |
|            | いじめ・不登校対策班 |
|            | 学校防災・安全班   |

|       |         |
|-------|---------|
| 義務教育課 | 管理予算班   |
|       | 義務教育指導班 |
|       | 幼児教育推進班 |
|       | 学力向上支援班 |

|          |
|----------|
| 幼児教育センター |
|----------|

|         |        |
|---------|--------|
| 特別支援教育課 | 企画・整備班 |
|         | 指導班    |

|       |              |
|-------|--------------|
| 高校教育課 | 管理予算班        |
|       | 高校教育指導班      |
|       | 産業教育指導班      |
|       | 高校改革推進班      |
|       | グローバル人材育成推進班 |

|       |         |
|-------|---------|
| 社会教育課 | 管理予算班   |
|       | 生涯学習推進班 |
|       | 社会教育班   |

|                |         |
|----------------|---------|
| 人権教育・部落差別解消推進課 | 管理予算班   |
|                | 人権教育推進班 |

|     |       |
|-----|-------|
| 文化課 | 教育文化班 |
|     | 文化財班  |

|       |          |
|-------|----------|
| 体育保健課 | 管理予算班    |
|       | 学校保健・食育班 |
|       | 学校体育班    |
|       | 生涯スポーツ班  |
|       | 競技力向上対策班 |

14課所（12課1所1室）

## 令和3年7月1日 教育庁組織

|          |        |
|----------|--------|
| 教育改革・企画課 | 総務班    |
|          | 改革企画班  |
|          | 広報・調整班 |
|          | 法務班    |
|          | 経理班    |

|           |           |
|-----------|-----------|
| 教育デジタル改革室 | 教育デジタル改革班 |
|-----------|-----------|

|       |          |
|-------|----------|
| 教育人事課 | 企画・研修班   |
|       | 教育庁人事班   |
|       | 小中学校人事班  |
|       | 県立学校人事班  |
|       | 採用試験・免許班 |
|       | 給与制度班    |
|       | 給与管理班    |

|       |         |
|-------|---------|
| 教育財務課 | 企画・予算班  |
|       | 学校運営支援班 |
|       | 施設管理班   |

|     |       |
|-----|-------|
| 福利課 | 管理予算班 |
|     | 健康支援班 |

|            |            |
|------------|------------|
| 学校安全・安心支援課 | 安全・安心企画班   |
|            | いじめ・不登校対策班 |
|            | 学校防災・安全班   |

|       |         |
|-------|---------|
| 義務教育課 | 管理予算班   |
|       | 義務教育指導班 |
|       | 幼児教育推進班 |
|       | 学力向上支援班 |

|          |
|----------|
| 幼児教育センター |
|----------|

|         |        |
|---------|--------|
| 特別支援教育課 | 企画・整備班 |
|         | 指導班    |

|       |              |
|-------|--------------|
| 高校教育課 | 管理予算班        |
|       | 高校教育指導班      |
|       | 産業教育指導班      |
|       | 高校改革推進班      |
|       | グローバル人材育成推進班 |

|       |         |
|-------|---------|
| 社会教育課 | 管理予算班   |
|       | 生涯学習推進班 |
|       | 社会教育班   |

|                |         |
|----------------|---------|
| 人権教育・部落差別解消推進課 | 管理予算班   |
|                | 人権教育推進班 |

|     |       |
|-----|-------|
| 文化課 | 教育文化班 |
|     | 文化財班  |

|       |          |
|-------|----------|
| 体育保健課 | 管理予算班    |
|       | 学校保健・食育班 |
|       | 学校体育班    |
|       | 生涯スポーツ班  |
|       | 競技力向上対策班 |

14課所室（12課1所1室）

令和3年7月1日 地方機関・教育機関（学校を除く）

**令和3年6月30日 地方機関・教育機関(学校を除く)組織**

|                      |   |
|----------------------|---|
| 中津教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| 別府教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| 大分教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| 佐伯教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| 竹田教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| 日田教育事務所              | 総務課<br>指導課  |
| <b>高等特別支援学校開校準備室</b> |   |
| -----                |   |
| 教育センター               | 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当<br>教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当<br>特別支援教育部<br>教育相談部                   |
| くじゅうアグリ創生塾 事業課       |   |
| 大分県立図書館              | 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当<br>サービス課 児童サービス担当<br>調査相談・郷土情報担当<br>学校・地域支援課 図書館・学校支援担当<br>地域学習支援担当 |
| 香々地青少年の家 事業課         |   |
| 九重青少年の家 事業課          |   |
| 歴史博物館                | 総務課<br>企画普及課<br>学芸調査課   |
| 先哲史料館                |   |
| 埋蔵文化財センター            | 総務課<br>企画普及課<br>調査第一課<br>調査第二課  |

**令和3年7月1日 地方機関・教育機関(学校を除く)組織**

|                |   |
|----------------|---|
| 中津教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| 別府教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| 大分教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| 佐伯教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| 竹田教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| 日田教育事務所        | 総務課<br>指導課  |
| <b>(廃止)</b>    |   |
| -----          |   |
| 教育センター         | 総務企画部 総務担当、企画・調査研究担当<br>教科研修・ICT推進部 基本研修担当、専門研修担当<br>特別支援教育部<br>教育相談部                   |
| くじゅうアグリ創生塾 事業課 |   |
| 大分県立図書館        | 総務企画課 総務企画担当、資料管理担当<br>サービス課 児童サービス担当<br>調査相談・郷土情報担当<br>学校・地域支援課 図書館・学校支援担当<br>地域学習支援担当 |
| 香々地青少年の家 事業課   |   |
| 九重青少年の家 事業課    |   |
| 歴史博物館          | 総務課<br>企画普及課<br>学芸調査課   |
| 先哲史料館          |   |
| 埋蔵文化財センター      | 総務課<br>企画普及課<br>調査第一課<br>調査第二課  |